

仕 様 書

1 件 名 岩洞消防屯所揚水・配管設備修繕

2 修繕場所 盛岡市薮川字外山43番地 8 岩洞消防屯所

3 修繕期間 契約締結日の翌日から令和 7 年 3 月 31 日まで
ただし、主な作業日程については発注者と協議のうえ、実施すること。

4 修繕内容

飲用水供給施設の廃止に伴い、当該箇所給水が実施されなくなることから、施設配水管の入れ替え修繕を実施し、新たに削井した水源に接続して供するもの。

【参考内訳】※同等以上の性能を持つ製品は可とする。

名称	摘要	数量	単位
揚水設備	水中ポンプ（川本ポンプ（UF3-450S））	1	台
揚水・給水資材	ビニールパイプ（VP-25）	4	本
	ビニールパイプ（VP-13）	1	本
	ビニール継手（TS-S25）	4	個
	ビニール継手エルボ（TS-L25）	4	個
	ビニール継手 異形ソケット（TS-S25-20）	1	個
	バルブソケット（TS VS メタル 20）	1	個
	バルブソケット（TS VS メタル 25）	3	個
	ビニール継手 異形ソケット（TS-S 20-13）	1	個
	ビニール継手 チーズ（TS-T 13）	1	個
	ビニール継手 エルボ（TS-L 13）	3	個
	ビニール継手 キャップ（TS-Ca 13）	1	個
	ポリパイプ（20×30）	1	本
	P P オスアダプタ（SP-J GM 20）	1	個
	ポリ用エラスジョイント（EVP-H 20）	1	個
	ジスクバルブ（L125C-BD-N）	1	個
揚水設備	井戸枠 φ900×900H	1	基
揚水設備	消耗材・雑材料	1	式
マンホール	中耐簡易密閉 φ900	1	基
砕石・川砂		1	式
ポンプ用電源用電材		1	式
運搬費	バックホウ・2t ダンプ・4t ユニック使用料 を含。	1	式
施工費	ポンプ入孔設置・ポンプ試運転調整費・ポンプ ピット設置・電気工事	1	式
諸経費		1	式

5 共通仕様

設計書や特記仕様書に記載されていない事項は、「盛岡市建築工事等基準仕様書（盛岡市公式ホームページを参照）」及び最新版「公共建築工事標準仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）」並びに最新版「公共建築改修工事標準仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）」によることを原則とし、これによりがたい場合は市担当者と協議すること。

6 監理

- (1) 施工箇所が既に供用されている施設であるため、施設利用者及び施設関係者並びに付近住民への安全対策、配慮に必要な措置を講ずること。施工に当たっては、事前に市担当者と綿密な打合せを行い、本施設の業務に支障なきよう万全を期すること。また、施工完了後は、その箇所について完成確認を受けること。
- (2) 本修繕に使用する材料等のうち、特定の物が特記された場合は、これらと同等以上の製品とする。ただし、同等以上の製品とする場合は、市担当者の承諾を受けるものとする。
- (3) 本修繕に係る軽微な修理については、受注者の負担で行うものとする。
- (4) 調査等にて重大な不良箇所が判明した場合については、速やかに発注者に報告して指示を受けるものとする。
- (5) 施工に必要な水、電力等の使用は、施設管理者と協議すること。
- (6) 発生品の処分については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づき適法に処分すること。
- (7) 工期内に他業者による修繕、清掃等が必要になった際は、工程調整を行うこと。
- (8) 事故が発生した場合は、「盛岡市建設工事等における事故報告要領」に基づき報告すること。（要領書等は盛岡市公式ホームページを参照）
- (9) 修繕の着手、施工及び完成において官公署、電力・通信事業者その他関係機関へ必要となる諸手続等は、市担当者と協議の上受注者が遅滞なく処理すること。なお、当該手続きに係る費用はすべて受注者の負担とする。

7 主な提出書類

- (1) 実施工程表
- (2) 業務完了報告書
- (3) 施工写真（施工前・施工中・施工後）
- (4) その他必要なもの

8 その他

- (1) 契約代金は一括払いとする。
- (2) 仕様書等に疑義が生じたとき、又は明示されていない事項については、両者協議の上、決定するものとする。